

総務委員会

I. 総務委員会議題（総務委員会議決事項）

○ 議題

1. 通達事項（別紙）
2. 学内委員会委員等の委嘱について（総B1号）
3. 受託研究、共同研究等の受入について（研B1号）
4. 東京大学とトリニティカレッジ（ダブリン大学）との全学学術交流協定の更新について（教B2号）
5. 東京大学とマドリード自治大学との全学学術交流協定の終結について（教B3号）
6. 東京大学とウォリック大学との間における全学学術交流協定更新に係る実績報告書の修正について（教B4号）

○ 報告事項

1. 寄附金・学術指導の受入について（研B2号）

II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総B2号）
3. 全学環境安全管理室等会議・事故災害報告（総B3号）
4. 研究費不正使用の注意喚起（研B4号）
5. 各委員会報告（経B1号）
6. 授業料の改定について
7. 国際卓越研究大学構想策定委員会報告
8. 研究インテグリティ・研究倫理教育について
9. バフワーン会長寄付建物について
10. その他

○ 議題

1. 教員人事（別紙）
2. スポーツパフォーマンス科学（エイジェック）寄付研究部門の設置について（研B3号）
3. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部とムハンマド・ビン・ザーイド人文大学との部局間学術交流協定の締結について（教B1号）

○ 教員人事の内容

准教授	報告	1件	
教授	提案	4件	計5件

委員会関係

【総務委員会報告】

【教授会報告】

教務委員会

財務委員会

・研究支援経費の申請について（経B1号）

教育研究経費委員会

情報基盤委員会

入試委員会

教養教育評価委員会

学生委員会

三鷹国際学生宿舎
運営委員会

図書委員会

前期運営委員会

後期運営委員会

建設委員会

環境委員会

・環境整備について

防災委員会

その他

総務委員会議事要旨(案)

日 時：2024年4月18日(木) 13:15～14:05

場 所：Zoom会議

出席者：53名

I. 総務委員会議題(総務委員会議決事項)

○ 議題

1. 通達事項

研究科長から、通達事項について説明があり、了承された。

2. 学内委員会委員等の委嘱について

研究科長から、資料(総B1号)に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

3. 受託研究、共同研究等の受入について

研究科長から、資料(研B1号)に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

○ 報告

1. 2024年度大学院総合文化研究科・教養学部各委員会名簿

研究科長から報告があった。

2. 教職員の休職について

研究科長から報告があった。

3. 寄附金・学術指導の受入について

研究科長から、資料(研B2号)に基づき報告があった。

II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

下記の報告事項・議題について拡大教授会に上程することとした。

○ 報告事項

1. 総務委員会報告

2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

3. 全学環境安全衛生管理室等会議・事故災害報告

4. 各委員会報告

5. 1号館改修工事について

6. その他

・2024年度役職者について

・全学無線LAN整備について

・教養教育高度化機構「アクティブラーニングニュースレター」の発行について

○ 議題

1. 教員人事

2. 2023年度教授会慶弔費支出報告

3. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部改正について

4. 東京大学大学院総合文化研究科に置かれる講座の組織を定める内規の一部改正について

5. 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正について

6. 駒場図書館(Ⅱ期)整備等事業(PFI)について

7. バフワーン会長寄付建物について

8. 研究インテグリティ・研究倫理教育の取り扱いについて

○ 教員人事の内容

准 教 授

提 案

1 件

計 1 件

以上

学内委員会委員等の委嘱について

・委嘱事項 4件

2024. 5. 16

	委員会名	旧委員	新委員	規則上の任期	新委員の任期
1	S G U 事後評価 ワーキンググループメンバー	—————	やぐち ゆうじん 矢口 祐人 教 授	自 2024. 4. 1 至 2025. 3. 31	自 2024. 4. 1 至 2025. 3. 31
2	日越大学東大連絡会メンバー	いわつき じゅんいち 岩月 純一 教 授	いわつき じゅんいち 岩月 純一 教 授	自 2024. 4. 1 至 2025. 3. 31	自 2024. 4. 1 至 2025. 3. 31
3	日越大学東大連絡会メンバー	しみず たかし 清水 剛 教 授	しみず たかし 清水 剛 教 授	自 2024. 4. 1 至 2025. 3. 31	自 2024. 4. 1 至 2025. 3. 31
4	UTokyo Wi-Fi タスクフォース構成員	いしはら ともひろ 石原 知洋 准 教 授	いしはら ともひろ 石原 知洋 准 教 授	自 2024. 4. 1 至 2025. 3. 31	自 2024. 4. 1 至 2025. 3. 31

受託研究の受入について

2024年度

2024年5月16日

No.	研究担当者			研究委託機関	事業名	研究題目	総額(円)	備考
	役職	氏名	所属					
48	准教授	塩見 雄毅	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	創発的研究支援事業	相変化材料を用いたスピントロニクス機能開拓	8,710,000	
49	准教授	晝間 敬	生命環境	国立研究開発法人科学技術振興機構	創発的研究支援事業	植物微生物共生体における糸状菌の休眠二次代謝物群の役割	11,869,000	
50	教授	佐藤 守俊	生命環境	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	再生・細胞医療・遺伝子治療実現加速化プログラム	光操作に基づくin vivo遺伝子治療技術の創出	32,500,000	・再委託 自治医科大学:15,600,000円
51	准教授	北西 卓磨	生命環境	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	戦略的創造研究推進事業(革新的先端研究開発支援事業ソロタイプ)	視覚から海馬空間知覚への変換を にう神経回路機構の解明	15,600,000	
52	教授	柳原 大	生命環境 (身体運動)	H2L株式会社 (国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)	戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第3期	バーチャルエコノミー拡大に向けた 基盤技術・ルールの整備/体験共有 を目的とした固有感覚データの 入出力技術に関する研究とその応 用/固有感覚情報の入出力時の 知覚システム原理と安全性につい ての研究	11,700,000	
53	教授	甘蔗 寂樹	国際環境学 教育機構	東邦瓦斯株式会社 (国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)	ムーンショット型研究開発事業	ムーンショット型研究開発事業/ 地球環境再生に向けた接続可能 な資源循環を実現/冷熱を利用し た大気中二酸化炭素直接回収の 研究開発/プロセス・システム解 析	8,000,000	
54	教授	工藤 和俊	生命環境 (身体運動)	国立大学法人東京外国語大学 (独立行政法人日本学術振興会)	課題設定による先導的人文 学・社会科学研究推進事業 (学術知共創プログラム)	身体性を通じた社会的分断の超克 と多様性の実現	520,000	
55	准教授	岡地 迪尚	国際社会	国立大学法人東北大学 (独立行政法人環境再生保全機構)	環境研究総合推進費	気候変動による自然災害がもたら す影響及び適応策に関する経済 評価手法の開発	300,001	

共同研究の受入について

2024年度

2024年5月16日

No.	研究担当者			共同研究機関	研究題目	研究期間	総額(円)	備考
	役職	氏名	所属					
24	准教授	松島 慎	広域システム	株式会社博報堂DYホールディングス	欠損過程を考慮した因果推論手法の実データ応用に関する研究	2023.11.1～2025.3.31	650,000	研究費総額:1,040,000円 2023年度:390,000円 2024年:650,000円
25	教授	内田 さやか	相関基礎	東京都公立大学法人東京都立大学	DACによるカーボンステーション開発事業	2024.4.1～2025.3.31	4,800,000	
26	教授	坪井 貴司	生命環境	協同乳業株式会社	腸内細菌由来代謝産物が生体に及ぼす生理活性の研究	2024.4.1～2027.3.31	0	
27	教授	新井 宗仁	生命環境	天野エンザイム株式会社	酵素の比活性向上設計法の技術検証	2024.4.24～2025.3.31	1,300,000	
28	教授	館 知宏	広域システム	株式会社豊田中央研究所	折紙メタマテリアルを用いた構造物の設計・製造	2024.4.1～2025.3.31	1,994,500	
29	教授	坪井 貴司	生命環境	浜松ホトニクス株式会社	光操作性PAG導入肝細胞のcAMPシグナル伝達の再生医療、及び創薬研究への有用性の検討	契約締結日～2027.3.31	0	株式会社マイオリッジを含めた三者契約
30	教授	工藤 和俊	生命環境 (身体運動)	株式会社デンソー	自転車運転時の知覚—運動ダイナミクスに関する研究	2019.4.20～2025.3.31	2,000,000	研究費総額:1,580,000円 (1,380,000円は情報学環で受入済み)

国際交流協定・覚書 更新実績報告書

提出年月日: 2024/4/24

担当部局: 総合文化研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	トリニティカレッジ(ダブリン大学)	
	英語	University of Dublin, Trinity College Dublin	
	当該国語 ※任意		
地域/国名	ヨーロッパ	アイルランド	
設立年	1592	年設立	
設置形態	国立		
URL	https://www.tcd.ie/		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	学部数3(人文・人間科学・社会科学、工学・数学・科学、健康科学) 学生数約20,000人 教員数約2,600人		
相手国内における大学(機関)としての評価	アイルランド最古の大学であり、英語圏でもオクスフォード大学、ケンブリッジ大学と並び、最も歴史のある7大学のひとつであり、国内の研究・教育機関として最高の水準を誇っている。3名の大統領や4名のノーベル賞受賞者を含む数多くの著名な卒業生を輩出している。		
その他 (特色等があれば記入)	国内では最も入学難度の高い大学とされるが、約100カ国から2,200名を超える留学生を受け入れている国際性豊かな大学でもある。歴史的建造物と最新の設備を整えた新しい校舎の共存するキャンパスは、ダブリン中心部の、国立図書館・美術館・博物館とも隣接する文教地区に位置しており、研究環境はきわめて優良である。		
2.協定の内容			
今回更新を希望する協定等の種類、名称等			
協定の種類:	全学協定		
協定名(英語):	MEMORANDUM ON EXTENSION OF THE AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE BETWEEN THE UNIVERSITY OF TOKYO AND UNIVERSITY OF DUBLIN, TRINITY COLLEGE DUBLIN		
協定名 (英語以外):			
関係部局名:	人文社会系研究科		
同時更新を希望する覚書の種類、名称等			
覚書の種類:	▼リストから選択		
覚書名(英語):			
覚書名 (英語以外):			
関係部局名:			
交流分野			
双方で必要となる分野			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	<input type="radio"/>	講義、講演、シンポジウムの実施	<input type="radio"/>
教員・研究者交流	<input type="radio"/>	学術情報及び資料の交換	<input type="radio"/>
職員交流		その他	→()
単位互換			
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類	
共同研究	<input type="radio"/>		
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収		→人数(年): 人(学期)[学部・大学院生]	

3.更新理由
2012年3月のトリニティカレッジ(ダブリン大学)(TCD)との大学間学術交流協定締結以来、両校は着実に交流の実績を積んでいる。過去5年間には、コロナ禍で研究交流、派遣の困難な時期もあったが、下記4で示すように、学生、教職員のいずれにおいても途絶えることなく交流を続けてきた。この豊かな交流を継続させることは、両大学にとっても意義深いものであり、更新を強く希望する。
4.これまでの交流実績、成果等(特に締結してからの交流実績を中心に御記入ください。)
TCDとの全学学生交換制度(USTEP)による2015年から2019年までの交流実績(学期)は、本学の学生の派遣は3名、TCDの学生の受入は8名である。教員の研究交流としては、2019年に、深沢克己東京大学名誉教授、西川杉子総合文化研究科准教授(現教授)、勝田俊輔人文社会系研究科教授がTCDにおいて、Dr Graeme Murdockと研究交流を行った。その後、コロナ禍には交流が滞ったが、2021年度歴史学研究会総合部会において「デジタル史料とパブリック・ヒストリー——1641年アイルランド反乱被害者による証言録取書(1641 Depositions)」が開催されて、勝田俊輔教授とProf. Jane Ohlmeyerが参加した。2022年、勝田俊輔教授はTCDにおいて、Prof. Louis Cullen(emeritus)、Prof. David Dickson(Emeritus)、Prof. Jane Ohlmeyer、Dr Graeme Murdockと研究交流を行った。西川杉子教授は、2022年6月にDr Graeme Murdockとプロテスタントネットワークに関する研究交流を行い、2023年9月にはDr Murdockとルーマニアの都市クルージュ・ナポカにおいて異宗派共存に関するワークショップを行った。このワークショップには、黛秋津総合文化研究科教授も参加した。また2023年に勝田俊輔教授は、Prof. Louis Cullenと研究交流を行っている。
5.更新後の交流計画
引き続き、学生の相互派遣、学会・シンポジウムなどを通じた教員の研究交流、客員教員・研究員の相互派遣などを行い、両大学のパートナーシップをさらに発展させることを目指す。2024年度、総合文化研究科地域文化研究専攻は外国人特任教員としてDr Graeme Murdockを招聘することが決まっている。
6.更新までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等)
総合文化研究科:2024年5月16日 承認予定 人文社会系研究科:2024年5月16日 承認予定
7.実施責任体制
責 任 者 真船 文隆(総合文化研究科長・教授) (担当部局長): 幹事教職員: 西川杉子(総合文化研究科教授) 勝田俊輔(人文社会系研究科教授)
8.相手側の対応組織
責 任 者 Prof. Emma Stokes (Vice-President for Global Engagement) (担当部局長): 幹事教職員: Ms Niamh Burke (Associate Director for Partnership & Mobility)
9.資金計画
国際交流基金や日本学術振興会の資金を単発的に利用。
10.同一校(機関)との交流の有無
<input checked="" type="checkbox"/> 有 協定の種類: 全学覚書 担当部局: グローバル教育センター 締結年月: 2016年7月 (最終更新年: 2022年)
<input type="checkbox"/> 無
11.その他特記事項
本件担当部局事務
部 局 名 : 総合文化研究科
部 署 名 : 国際研究協力室
担 当 者 名 : 織田佐由子
Email : irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp

**MEMORANDUM ON EXTENSION OF
THE AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE
BETWEEN
THE UNIVERSITY OF TOKYO
AND
UNIVERSITY OF DUBLIN, TRINITY COLLEGE DUBLIN**

The University of Tokyo (Japan) and the Provost, Fellows, Foundation Scholars and the other members of Board of the College of the Holy and Undivided Trinity of Queen Elizabeth near Dublin (Ireland) (hereinafter referred to as the “parties”), in the firm conviction that academic exchange between the parties will promote academic research and other activities, hereby extend the Agreement on Academic Exchange concluded on 29 March, 2012.

Article 1.

The parties agree to implement exchanges and other activities in areas of academic research of mutual interest through the following.

- (1) Exchange of faculty and researchers.
- (2) Exchange of students.
- (3) Conducting collaborative research.
- (4) Holding joint lectures and symposia.
- (5) Exchange of academic information and materials.

Article 2.

Actual projects to be implemented for the realization of specific exchange activities as defined in the preceding article shall be decided through discussion between individual departments of the parties.

The activities specified in the preceding article shall be carried out in accordance with appropriate laws and regulations to be followed by the parties concerned.

Article 3.

In the case that research results impacting upon matters of intellectual property rights are expected to arise in the course of collaborative projects carried out under the terms of Article 1 above, the parties shall discuss in good faith and agree in a separate document the conditions regarding the treatment of intellectual property rights so arising, prior to the start of the collaborative project in question and in accordance with the policies of each party.

Article 4.

Both parties will comply with all relevant laws, including taxation and privacy laws.

Article 5.

Nothing in this Agreement gives rise to a relationship of agency between the parties.

Article 6.

This Agreement is valid for five (5) years effective from 29 March, 2022. The term of the Agreement may be extended upon agreement in writing by the parties. This Agreement may be amended by the exchange of letters between the two parties. Such amendments, once approved by the both parties, will become part of this Agreement. Either party may terminate the Agreement during its term by giving twelve (12) months advance written notice to the other party.

Article 7.

This Agreement is created in duplicate in English, each of those duplicates being deemed original.

The parties hereby establish this Agreement by duly signing it, as of the respective dates below.

The University of Tokyo

University of Dublin,
Trinity College Dublin

Prof. Dr. FUJII Teruo
President

Prof. Emma Stokes
Vice-President for Global Engagement

/ / 2024

/ / 2024

< 終結願い書 (様式3) >

令和6年4月18日

国際戦略企画室長 殿

担当部局名 総合文化研究科
職名・氏名 研究科長 真船 文隆

関係部局名 宇宙線研究所
職名・氏名 所長 萩尾 彰一

国際交流協定の終結願い書

下記により、国際交流協定の終結につき、御審議くださるようお願いいたします。

記

締結機関名	マドリード自治大学	
協定種別	全学協定	
締結年月日	2017年10月26日	
部局終結承認日	担当部局名 総合文化研究科	令和6年5月16日 (予定)
	関係部局名 宇宙線研究所	令和6年 月 日 (審議中)

終結願い理由 本協定の有無に影響されない形で関係部局がそれぞれ交流を行う体制が構築され、当初の目的を達成したため。

国際交流協定・覚書 更新実績報告書

提出年月日: 2024/4/2

担当部局: 総合文化研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	ウォリック大学	
	英語	The University of Warwick	
	当該国語 ※任意		
地域/国名	ヨーロッパ	英国	
設立年	1965	年設立	
設置形態	公立		
URL	https://warwick.ac.uk/		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	学部数: 4 (人文科学、自然科学、社会科学、医学) 学生数: 28,714人(学部18,441人、大学院9,949人、非正規生324人)、教員: 6,875人		
相手国内における大学(機関)としての評価	比較的新しい大学であるが、設立以来教育・研究に力を注ぎ、現在ではイギリス国内でもトップレベルの研究主導型大学となり、ラッセルグループにも加盟している。		
その他 (特色等があれば記入)	産学連携など数々の先進的な施策にも積極的に取り組んで卓越した成果をあげている。		
2.協定の内容			
今回更新を希望する協定等の種類、名称等			
協定の種類:	全学協定		
協定名(英語):	Agreement on Academic Exchange between the University of Tokyo and the University of Warwick		
協定名 (英語以外):			
関係部局名:	人文社会系研究科		
同時更新を希望する覚書の種類、名称等			
覚書の種類:	▼リストから選択		
覚書名(英語):			
覚書名 (英語以外):			
関係部局名:			
交流分野			
双方が関心を持つ全ての分野			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	<input type="radio"/>	講義、講演、シンポジウムの実施	<input type="radio"/>
教員・研究者交流	<input type="radio"/>	学術情報及び資料の交換	<input type="radio"/>
職員交流		その他	→()
単位互換			
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
共同研究	<input type="radio"/>		
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収		→人数(年): 人(学期) [学部生/大学院生]	

3.更新理由	
<p>東京大学とウォリック大学は、1996年に締結された学術交流に関する協定に基づき、総合文化研究科を窓口に相互の研究交流を行ってきた。</p> <p>この度本協定を5年間更新し学術交流を継続することは、相互の研究交流に一層貢献できると期待される。協定更新については、ウォリック大学側からも賛意が寄せられている。</p>	
4.これまでの交流実績、成果等(特に締結してからの交流実績を中心に御記入ください。)	
<p>総合文化研究科の大石和欣教授はウォリック大学歴史学のMaxine Berg教授らと研究交流を行った。</p> <p>人文社会系研究科では、コロナ禍もあり、この間特筆すべき交流は行われなかった。</p> <p>学生交流においては、教養学部のAIKOMプログラムを移行した全学交換プログラム(USTEP)を実施している。</p>	
5.更新後の交流計画	
<p>過去3年間はコロナ禍ということもあり、研究交流、学生の交流は低調であったが、今後、歴史あるいは英文関係の交流を計画している。学生交流においては、全学学生交換プログラム以外の学部学生、大学院学生の交流(セミナーへのオンライン参加等)も引き続き行いたい。</p>	
6.更新までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等)	
<p>更新することについては、令和5年4月に総合文化研究科及び関係部局の会議で承認を得ている。重大な修正がある場合には、5月16日の委員会で報告することになっている。</p> <p>総合文化研究科:2024年5月16日(予定)</p> <p>人文社会系研究科:2024年5月16日(予定)</p>	
7.実施責任体制	
<p>責任者 真船 文隆 (総合文化研究科長・教授)</p> <p>(担当部局長):</p> <p>幹事教職員: アルヴィ宮本なほ子 (総合文化研究科・教授)</p> <p>大石和欣 (総合文化研究科・教授)</p> <p>橋場 弦 (人文社会系研究科・教授)</p> <p>阿部公彦 (人文社会系研究科・教授)</p>	
8.相手側の対応組織	
<p>責任者 Dr. Helen Johnson Assistant Director – International Office</p> <p>(担当部局長): Head of Programmes & Student</p> <p>幹事教職員: 同上</p>	
9.資金計画	
<p>従来通りを予定 (科学研究費補助金、ブリティッシュ・カウンシル助成プログラム、国際交流基金等)</p>	
10.同一校(機関)との交流の有無	
<p><input checked="" type="checkbox"/> 有 協定の種類: 全学覚書 担当部局: グローバル教育センター</p> <p>締結年月: 2017年3月 (最終更新年: 年)</p> <p><input type="checkbox"/> 無</p>	
11.その他特記事項	
<p>本件担当部局事務</p> <p>部 局 名 : 総合文化研究科</p> <p>部 署 名 : 国際研究協力室</p> <p>担 当 者 名 : 織田佐由子</p> <p>Email : jirco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp</p>	

寄附金の受入について

2024年度

2024年5月16日

	No.	受入担当者			寄附者	寄附目的	総額	備考
		役職	氏名	所属				
寄附金	11	教授	若杉 桂輔	高度化機構	公益財団法人 喫煙科学 研究財団	研究等助成のため	2,000,000	
	12	センター長	外村 大	韓国学研究センター	Overseas Korean Cultural Heritage Foundation	研究等助成のため	2,300,000	
	13	教授	成田 憲保	広域システム	Las Cumbres Observatory Global Telescope Network Inc	研究等助成のため	9,366,598	
	17	教授	若杉 桂輔	高度化機構	公益財団法人 長瀬科学 技術振興財団	研究等助成のため	3,000,000	研究支援経費免除
	19	教授	岡田 泰平	地域文化	公益財団法人 高橋産業 経済研究財団	研究等助成のため	3,000,000	
	合 計							19,666,598
2024年度累計							31,941,804	

拡大教授会

○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総B2号）
3. 全学環境安全管理室等会議・事故災害報告（総B3号）
4. 研究費不正使用の注意喚起（研B4号）
5. 各委員会報告（経B1号）
6. 授業料の改定について
7. 国際卓越研究大学構想策定委員会報告
8. 研究インテグリティ・研究倫理教育について
9. バフワーン会長寄付建物について
10. その他

○ 議題

1. スポーツパフォーマンス科学（エイジェック）寄付研究部門の設置について（研B3号）
2. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部とムハンマド・ビン・ザード人文大学との部局間学術交流協定の締結について（教B1号）

教授会

○ 教員人事

准教授	報告	1件
教授	提案	1件
	報告	3件

計5件

委員会関係

教務委員会

財務委員会

・研究支援経費の申請について（経B1号）

教育研究経費委員会

情報基盤委員会

入試委員会

教養教育評価委員会

学生委員会

三鷹国際学生宿舎
運営委員会

図書委員会

前期運営委員会

後期運営委員会

建設委員会

環境委員会

・環境整備について

防災委員会

その他

拡大教授会および教授会議事要旨(案)

日時 2024年4月18日(木) 15:02~17:59
場所 Zoom会議
出席者 247名

議題

○ 報告事項

1. 総務委員会報告

研究科長から、4月4日、4月18日開催の総務委員会について説明・報告があった。

2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

研究科長から、3月12日、4月2日、4月16日開催の研究科長・学部長・研究所長合同会議について、資料(総A1号)(総A2号)(総B2号)に基づき説明・報告があった。

3. 全学環境安全衛生管理室等会議・事故災害報告

環境安全管理室鳥井寿夫室長から、資料(総B2号)に基づき報告があった。

4. 各委員会報告

- ・櫻井英治教務委員会委員長から、令和6年度入学者数について、資料(教B1号)に基づき報告があった。
- ・櫻井英治教務委員会委員長から、令和6年度進学者数について、資料(教B2号)に基づき報告があった。
- ・櫻井英治教務委員会委員長から、2024年度S Semester(S1・S2ターム)定期試験について、資料(教B3号)に基づき報告があった。
- ・櫻井英治教務委員会委員長から、2024年度S Semester(S1・S2ターム)成績報告について、資料(教B4号)に基づき報告があった。
- ・増田建財務委員会委員長から、2024年度における預託金制度について、資料(経B1号)に基づき報告があった。
- ・新井宗仁社会連携委員会委員長から、2024年度S Semester「高校生と大学生のための金曜特別講座」について、説明があった。

5. 1号館改修工事について

増田建副研究科長から、スライド資料に基づき説明があった。

6. その他

- ・研究科長から、2024年度役職者について説明があった。
- ・福島孝治情報ネットワーク室長から、全学無線LAN整備について説明があった。
- ・若杉桂輔教授から、教養教育高度化機構「アクティブラーニングニュースレター」の発行について説明があった。
- ・研究科長から、研究科長室新メンバーについて紹介があった。
(寺田寅彦副研究科長、川喜田敦子副研究科長、道上達男副研究科長、清水剛総長補佐、柳澤実穂研究科長補佐)
- ・事務部長から、事務部異動者について紹介があった。
(木山常人総務課長、関剛施設担当課長、延原和志学生支援課長)
- ・新任教員挨拶があった。

○ 審議事項

1. 2023年度教授会慶弔費支出報告

研究科長から、資料(総B5号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

2. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部改正について

寺田寅彦副研究科長から、資料(総B6号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

3. 東京大学大学院総合文化研究科に置かれる講座の組織を定める内規の一部改正について
寺田寅彦副研究科長から、資料（総B7号）に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。
4. 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正について
寺田寅彦副研究科長から、資料（総B8号）に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。
5. 駒場図書館（Ⅱ期）整備等事業（PFI）について
増田建副研究科長から説明がなされ、審議の結果、了承された。
6. バフワーン会長寄付建物について
増田建副研究科長から説明がなされ、意見交換及び出席者の意見分布を把握するためのアンケートが行われた。
(アンケート結果 賛成：95 反対：61 どちらともいえない：57 白票：11)
7. 研究インテグリティ・研究倫理教育の取り扱いについて
増田建副研究科長から、資料（研B3号）に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

以下、教授会構成員対象の議題です。

○ 教員人事

准 教 授	提 案	1 件
	報 告	3 件
教 授	報 告	1 件
推 薦	名誉教授	10 件

計 15 件

以上

議題及び資料

-
- | | |
|----------|----|
| 01 学内外情勢 | 総長 |
|----------|----|
- (資料1) 学内外情勢
-
- | | |
|---------------------|-------|
| 02 広報・コミュニケーション活動報告 | 河村執行役 |
|---------------------|-------|
- * 報告**
(資料2) 広報・コミュニケーション活動2023年度ハイライト
-
- | | |
|----------|------|
| 03 授業料関係 | 相原理事 |
|----------|------|
- * 審議**
(資料3) 3-1:授業料について(説明資料)(部局長限り)、3-2:授業料について(スケジュール)(部局長限り)
-
- | | |
|----------------------------------|------|
| 04 AI-RAN アライアンスへの「創立メンバー」としての参画 | 相原理事 |
|----------------------------------|------|
- * 報告**
(資料4) AI-RAN アライアンスへの創立メンバーとしての参画について
-
- | | |
|---------------------------------|------|
| 05 株式会社大和証券グループ本社とのパートナーシップ協定締結 | 津田理事 |
|---------------------------------|------|
- * 報告**
(資料5) 国立大学法人東京大学と株式会社大和証券グループ本社との間におけるパートナーシップ協定(科所長会議限り)
-
- | | |
|-----------------------------------|------|
| 06 三菱UFJフィナンシャルグループとのパートナーシップ協定締結 | 津田理事 |
|-----------------------------------|------|
- * 報告**
(資料6) 国立大学法人東京大学と株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループとの間におけるパートナーシップ協定(科所長会議限り)
-
- | | |
|-------------------------|------|
| 07 マルハニチロ株式会社との基本合意書の締結 | 津田理事 |
|-------------------------|------|
- * 報告**
(資料7) 国立大学法人東京大学とマルハニチロ株式会社との間における基本合意書(科所長会議限り)
-
- | | |
|---|------|
| 08 東京大学サステイナブルキャンパスプロジェクト(TSCP)の現状と2024年度計画 | 相原理事 |
|---|------|
- * 報告**
(資料8) 東京大学サステイナブルキャンパスプロジェクト(TSCP)の現状と2024年度計画
-
- | | |
|--|------|
| 09 学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする懲戒処分歴等の教員選考段階における確認等 | 相原理事 |
|--|------|
- * 報告**
(資料9) 9-1:学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする懲戒処分歴等の教員選考段階における確認等について、
9-2:セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の更なる推進について(通知)
-
- | | |
|---|------|
| 10 ～UTokyo Climate Action の推進～東京都創エネ助成金交付申請に基づく採択結果 | 相原理事 |
|---|------|
- * 報告**
(資料10) ～UTokyo Climate Action の推進～東京都創エネ助成金交付申請に基づく採択結果について(報告)
-
- | | |
|-------------------------------------|------|
| 11 研究設備・機器の共用推進に関する検討ワーキング・グループの報告書 | 齊藤理事 |
|-------------------------------------|------|
- * 報告**
(資料11) 東京大学における研究設備・機器の共用の在り方について
-
- | | |
|-------------------------------|-----|
| 12 東京フォーラム2024の開催とセッション企画案の公募 | 林理事 |
|-------------------------------|-----|
- * 報告**
(資料12) 東京フォーラム2024の開催について
-
- | | |
|-------------------|------|
| 13 150周年記念事業の進捗報告 | 津田理事 |
|-------------------|------|
- * 報告**
(資料13) 150周年記念事業企画調整委員会活動進捗報告
-
- | | |
|------------------------------------|------|
| 14 能登地方を震源とする地震に関する本学の取組みのホームページ公開 | 津田理事 |
|------------------------------------|------|
- * 報告**
(資料14) 能登地方を震源とする地震に関する本学の取組みのホームページ公開について
-

議題及び資料

15 中央食堂における生理用品設置状況報告

林理事

*** 報告**

(資料15) 中央食堂 生理用品設置概要・実施状況

16 令和6年度総長補佐の担当事項

津田理事

*** 報告**

(資料16) 16-1:令和6(2024)年度補佐会名簿、16-2:令和6年度総長補佐が担当(出席)する室・委員会等一覧

17 寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等

齊藤理事

*** 報告**

(資料17) 寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等

18 その他

津田理事

(1) 第23回ホームカミングデイ

(資料18) 18-1:第23回東京大学ホームカミングデイ実施案、18-2:第23回ホームカミングデイ参加意向調査について(依頼)

●この後、名誉教授選考委員会が開催されます。

【(参考)出席者:研究科長、学環長、研究所長】

研究支援経費(間接経費)の取扱いについて

研究支援経費(間接経費)は、直接経費で実施される研究を維持するための、人件費、光熱水料、建物等維持管理費などに使われており、余裕がない状況にある。しかしながら、当該研究を行うためには施設の改修等直接経費では執行することのできない経費が発生する場合もあるため、以下の場合に限り、財務委員会の承認のもとで、研究代表者等に研究支援経費を配分することとする。

記

(目的)

- 1 研究を円滑に遂行するため、一定の制限内で研究支援経費を配分する。

(対象研究費)

- 2 科学研究費助成事業、受託研究、共同研究等、間接経費(研究支援経費)が計上されている全ての研究費を対象とする。ただし、寄附金は除く。

(申請者)

- 3 各研究課題の研究代表者等が申請手続きを行う。申請者(特任教員、特別研究員含む)は以下のいずれかであること。
 - ・本研究科着任後3年度以内(申請時)の者
 - ・大型プロジェクト研究(原則として1プロジェクトにつき当該年度の直接経費3,000万円以上)の代表者

(支援対象)

- 4 効果的かつ効率的に研究を行うために必要な経費を対象とする。詳細については、別紙「研究支援経費の申請にあたって」のとおり。

(申請限度額)

- 5 原則、各研究課題の当該年度に採択(配分)された間接経費(研究支援経費)の1/5の範囲内。ただし、申請総額が300万円を超える場合には、予め財務委員長と協議した上で申請すること。

(申請方法)

- 6 研究支援経費の申請を希望する者は、11月末までに別紙申請書に記入のうえ財務委員長宛(提出先:経理課財務チーム)に申請すること。ただし、本研究科着任が11月1日以降の場合には別途経理課財務チームに相談すること。また、大規模な施設改修等、原状復帰に多額の経費を要すると見込まれる申請の場合には、必ず事前に専攻・系・部会の了承を得ておくこと。

(決定方法)

- 7 原則、財務委員会にて12月に審議を行い決定する。

この取扱いは、令和1年10月1日から適用する。

研究支援経費の申請にあたって

研究支援経費の申請にあたっては、効果的かつ効率的に研究を行うために必要な経費（実験機器等購入・修理、研究のための施設改修、非常勤教職員人件費（当該競争的資金等に関連する業務を担当し、かつ研究期間終了後の人件費予算確保ができる場合のみ可））を申請くださいますようお願いいたします。当該競争的資金等の直接経費（以下「直接経費」という。）にて執行が可能なもの及び生活環境の向上が目的のものに関しては、支援の対象外となる場合がありますのでご注意願います。

【留意事項】

1. 以下の事例については、原則、直接経費にて申請願います。

- ・ パソコン及び周辺機器（ハードディスク、プロジェクター、モニター、キーボード等）
- ・ 消耗品（文房具、コピー紙等）

ただし、直接経費で執行できない理由（当該競争的資金等のルールにより執行が不可等）がある場合には支援対象とします。予算の都合上、直接経費で申請できない等の理由は認められません。

2. 以下の事例のうち、生活環境の向上が目的のものは支援の対象外とします。

- ・ 掃除機
- ・ 空気清浄機（除湿器・加湿器含む）
- ・ 冷蔵庫（冷凍庫を含む）
- ・ 電子レンジ

ただし、研究のために必要であることが明確に説明できるものは支援対象とします。

3. 以下の事例については、研究用設備として支援対象とします。

- ・ 実験機器設置のための配管等の工事
- ・ 実験室等研究施設の空調設備
- ・ 実験室等研究施設の借用
- ・ ネットワーク環境の整備
- ・ 机、椅子、書架、ホワイトボード

（ただし、机や椅子については、生活環境の向上が目的と思われる高価な物品を支援の対象外とする場合があります。）

申請にあたっては、上記の留意事項を踏まえ、内容を精査し、疑義の生じる要求については、要求内容にその理由を明記してご提出願います。

令和 年度 研究支援経費申請書

申請者所属: _____
 申請者役職: _____
 申請者氏名: _____
 着任年度: _____
 内 線: _____
 E-mail: _____

獲得した競争的資金の種類及び間接経費の総額	<input checked="" type="radio"/> 科研 ・ <input type="radio"/> 受託研究 ・ <input type="radio"/> 共同研究 ・ <input type="radio"/> NEDO ・ <input type="radio"/> その他()	
	課題番号 又は プロジェクト番号	
	配分された間接経費の額 (研究支援経費申請年度に配分される間接経費の総額)	円
申請事項		
申請額 ※間接経費の額の1/5が上限	円	
専攻・系・部会の上承 (大規模修繕の場合のみ記入)	有	無

(所要額積算内訳)

事 項	所 要 額			備 考
	単 価	員 数	金 額	
要求分 (※プルダウンメニューより選択願います。)	円		円	
(※プルダウンメニューより選択願います。)	1,000	1	1,000	
(※プルダウンメニューより選択願います。)	2,000	3	6,000	
(※プルダウンメニューより選択願います。)	3,000	4	12,000	
(※プルダウンメニューより選択願います。)	5,000	1	5,000	
(※プルダウンメニューより選択願います。)	6,000	3	18,000	
(※プルダウンメニューより選択願います。)	500	1	500	
自己負担分 ●●ほか			0	
申請額			42,500	申請額に誤りがあります 自己負担額があればその額を記載 ※税込
負担額			0	
合計			42,500	
備考 (配分希望先)				

1. 獲得した競争的資金の申請書中、間接経費の額が記載されている頁のみ、写しを添付すること。※大型プロジェクト研究で申請する場合のみ。
2. 獲得した競争的資金毎に作成すること。
3. 備考欄への理由記載を行う場合、具体的かつ簡明に記載すること。(欄が足りない場合、別紙記載とすること。)
4. 見積書やカタログ等、申請額が客観的に判断できるものを必ず添付すること。
5. 消費税込みの金額とすること。

(別紙)

品目	空気清浄機 除湿器・加湿器含む
<i>(上記で/その他を選択した場合、この欄に具体的な品目を記載願います)</i>	
理由	研究目的として必要とする理由
(以下、記載)	

令和 年度 研究支援経費申請書(記入例)

申請者所属 超域科学〇〇コース

申請者役職: 教授

申請者氏名: 〇〇 〇〇

着任年度: R●●

内 線: 46●●●

E-mail: _____

獲得した競争的資金の種類及び間接経費の総額	<input checked="" type="radio"/> 科研 <input type="radio"/> 受託研究 <input type="radio"/> 共同研究 <input type="radio"/> NEDO <input type="radio"/> その他()	
	課題番号 又は プロジェクト番号	2308 × × × × × × ×
	配分された間接経費の額 (研究支援経費申請年度に配分される間接経費の総額)	× × 円
申請事項		
申請額 ※間接経費の額の1/5が上限	× × 円	
専攻・系・部会の上承 (大規模修繕の場合のみ記入)	有 無	

(所要額積算内訳)

事 項	所 要 額			備 考
	単 価	員 数	金 額	
要求分	円		円	
机	150,000	1	150,000	〇〇として△△の研究に必要である為 〇〇として△△の研究に必要である為 直接経費の執行ルールでパソコン購入が禁止されているため (品目名)、〇〇の研究に必要である為
書架	200,000	1	200,000	
掃除機(研究目的として必要とする理由を備考欄に明記願います。)	250,000	1	250,000	
空気清浄機(除湿器・加湿器含む)(研究目的として必要とする理由を備考欄に明記願います。)	150,000	1	150,000	
パソコン(プロジェクター・モニター等周辺機器含む)(直接経費で執行不可の理由を備考欄に明記願います。)	50,000	1	50,000	
その他(必要とする品目とその理由を備考欄に明記願います。)	200,000	1	200,000	
自己負担分				
パソコン周辺機器	100,000	1	100,000	
申請額			1,000,000	申請額に誤りがあります
負担額			100,000	自己負担額があればその額を記載
合計			1,100,000	※税込
備考 (配分希望先)				

1. 獲得した競争的資金の申請書中、間接経費の額が記載されている頁のみ、写しを添付すること。※大型プロジェクト研究で申請する場合のみ。
2. 獲得した競争的資金毎に作成すること。
3. 備考欄への理由記載を行う場合、具体的かつ簡明に記載すること。(欄が足りない場合、別紙記載とすること。)
4. 見積書やカタログ等、申請額が客観的に判断できるものを必ず添付すること。
5. 消費税込みの金額とすること。

新しい大学モデルの構築 — 東京大学の新たなランドデザイン

東京大学憲章

-世界の公共性に奉仕する大学-



UTokyo Compass ~ Core Values

対話：点と点をつなぐ、地球規模の複雑な社会課題に挑むデザイン
(Connecting the Dots to Tackle Complex Global Problems)

多様性と包摂・グローバル化：
多様な人々が集い、対話を通じて新たな学知を生み出す
(Creating New Knowledge through Dialogue among Diverse People)

世界の誰もが来たくなる大学：
DX・GXを駆使して構成員がのびのびと活躍できる場を創る
(DX・GX to Realize Sustainable and Ideal Workplace)

新しい大学モデルの構築

— 東京大学の新たなランドデザイン

東京大学憲章

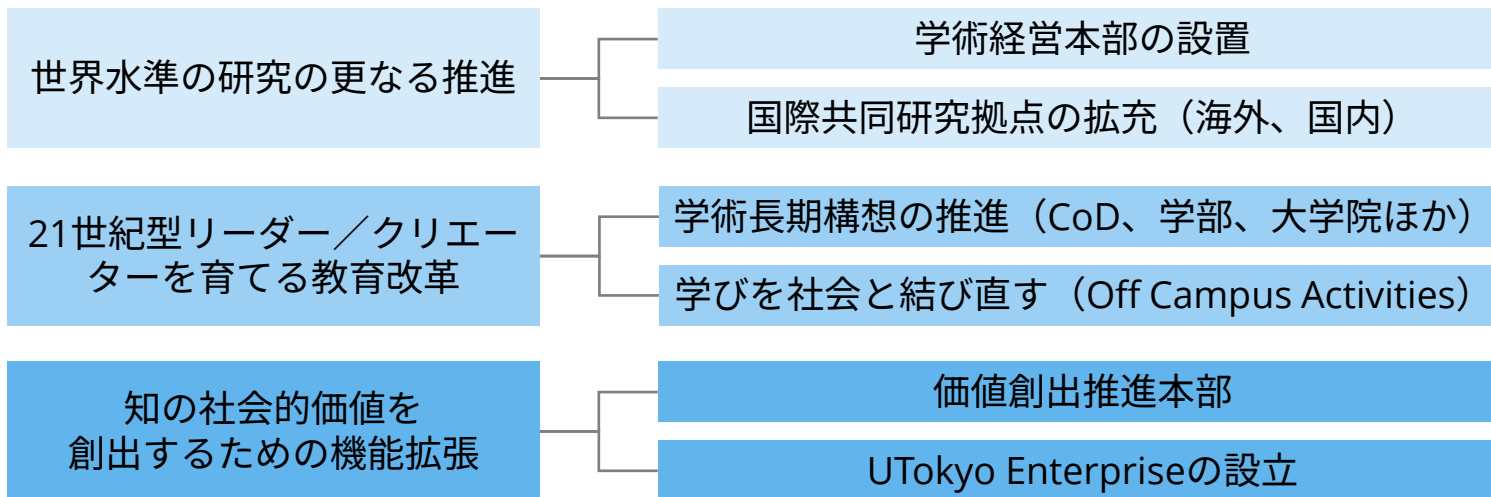
UTokyo Compass

D & I (教育・研究・業務運営・キャンパス環境)
グローバル化 / DX・GXの推進

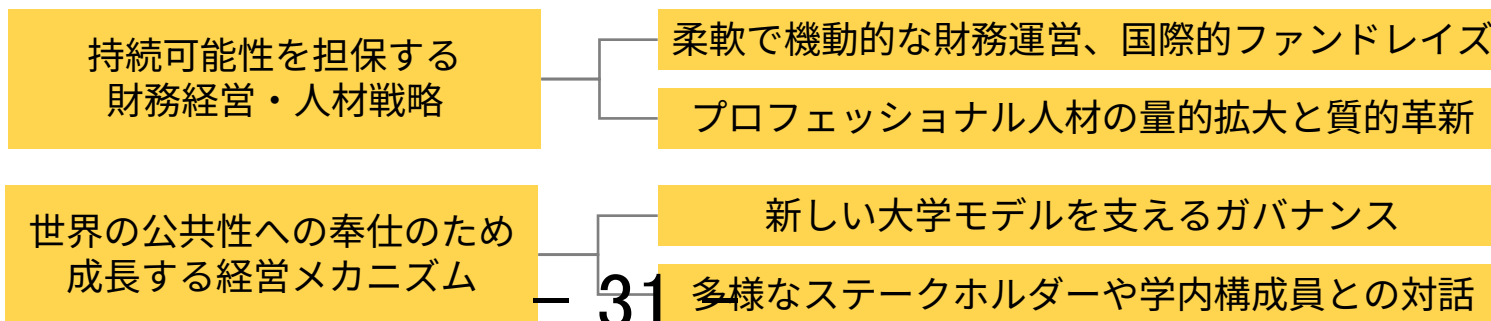
基本方針

主要施策

知・人・場3つの視点による価値創造戦略



価値創造を可能にする成長可能な経営メカニズムの構築



Innovative Research Pillars + Interdisciplinary & Complex Problems

(2024年5月 日 総合文化研究科教授会承認時点) (寄付講座等様式)
【新規】

東京大学スポーツ先端科学連携研究機構 (大学院総合文化研究科・教養学部)
「スポーツパフォーマンス科学 (エイジェック)」寄付研究部門の概要

1. 設置年月日 (設置期間)	2024年8月1日 (2024年8月1日～2027年7月31日) 3年間
2. 部局名	東京大学スポーツ先端科学連携研究機構 (東京大学大学院総合文化研究科・教養学部)
3. 寄付講座等の名称	(和文) スポーツパフォーマンス科学 (エイジェック) 寄付研究部門 (英文) Sports performance science (Agekke)
4. 寄 附 者	株式会社エイジェックグループ 代表取締役社長 古後昌彦
5. 寄附者の概要	(1) 設立年月日 2001年9月26日 (2) 資本金 1,000万円 (2024年4月30日現在) (3) 収 益 1,216億円 (2023年度実績) (4) 従業員数 18,800人 (2024年4月30日現在) (5) 事業の内容 (概略) 「人材の総合プロデュース企業」として人と企業を総合的にサポート
6. 寄 附 金 額	総 額 90,000,000円
7. 寄附方法及び時期	現金で納入 (分割) 2024年9月 30,000,000円 2025年9月 30,000,000円 2026年9月 30,000,000円
8. 担当教員	特任教授 (兼務) 野崎 大地 特任助教 (予定) 1名選考中
9. 研 究 目 的	スポーツ科学の領域において、最先端テクノロジーの活用や神経科学を融合し、身体運動スキルと心身コンディションを最適化するシステムを開発する。
10. 研究内容・研究課題	スポーツ選手はパフォーマンスを最大化するという共通目標がある。この目標に近づくために、日々のトレーニングによる身体資源と運動スキルの向上および心身の状態最適化を目指している。本研究はエイジェックのスポーツ科学施設をフィールドとして、プロから発育発達期の子供を対象に、運動スキルと心身コンディションの計測評価、トレーニング方法について研究し、最終的にそれらを最適化するための新たなシステムを開発する。
11. 期待される成果	本研究によって開発される運動スキルや心身のコンディションを最適化するための最新システムは、スポーツパフォーマンスの最大化に貢献することに留まらず、障がいがある人、高齢者から子どもまで、多様な層の well-being の実現に貢献することが期待される。

12. 備考	2024年5月	日	総合文化研究科教授会承認（設置）
	2024年5月	日	医学系研究科教授会承認
	2024年5月	日	工学系研究科教授会承認
	2024年5月	日	農学生命科学研究科教授会承認
	2024年5月	日	教育学研究科教授会承認
	2024年5月	日	薬学系研究科教授会承認
	2024年5月	日	数理科学研究科教授会承認
	2024年5月	日	新領域創成科学研究科教授会承認
	2024年5月	日	情報理工学系研究科教授会承認
	2024年5月	日	情報学環教授会承認
	2024年5月	日	医科学研究所教授会承認
	2024年5月	日	生産技術研究所教授会承認
	2024年5月	日	定量生命科学研究科教授会承認
	2024年5月	日	未来ビジョン研究センター教授会承認
	2024年5月	日	情報基盤センター教授会承認

国際交流協定覚書締結計画書

提出年月日: 2024/4/24

担当部局名: 総合文化研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	ムハンマド・ビン・ザーイド人文大学	
	英語	Mohammed Bin Zayed University for Humanities	
	当該国語 ※任意	جامعة محمد بن زايد للعلوم الإنسانية	
地域/国名	中近東	アラブ首長国連邦	
設立年	2020	年設立	
設置形態	公立		
URL	https://www.mbzuh.ac.ae/en/		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	学部数: 3(イスラム学部(College of Islamic Studies)、人文教養学部(College of Arts and Humanities)、高等教育科学研究学部(College of Higher Education and Scientific Research)学生数: 約1100名(内、大学院生 約240名) 図書館のほかメディアセンターを併設している。2022年に高等教育科学研究学部が設立され、従来他学部で行われていた修士・博士課程を同学部の下で統一的に扱うこととなった。		
相手国内における大学(機関)としての評価	ムハンマド・ビン・ザーイド人文大学はUAEを構成するアブダビ首長国の公立大学で、同首長国における宗教教育全般を監督し、ひいては首長国全体における宗教教育の在り方を監修する立場を保持している。		
その他(特色等があれば記入)	中東の宗教教育全般で権威のあるモロッコのムハンマド5世大学(University Mohammed V-Agdal)の分校として設立された教育機関に源を発し、2020年に完全分離して建学された。イスラム学、言語学、哲学、アラブ文学に特化した教育、研究活動に特色がある。		
2.協定の内容			
今回締結を希望する協定等の種類、名称等			
協定の種類:	部局協定		
協定名(英語):	Memorandum of Understanding and Cooperation between Mohamed bin Zayed University for Humanities – United Arab Emirates and Graduate School of Arts and Sciences, College of Arts and Sciences, The University of Tokyo – Japan		
協定名(英語以外):	アラビア語でも締結予定		
関係部局名:			
同時締結を希望する覚書の種類、名称等			
覚書の種類:	▼リストから選択		
覚書名(英語):			
覚書名(英語以外):			
関係部局名:			
交流分野			
地域研究、アラビア語教育			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	<input type="radio"/>	講義、講演、シンポジウムの実施	<input type="radio"/>
教員・研究者交流	<input type="radio"/>	学術情報及び資料の交換	<input type="radio"/>
職員交流		その他	→()
単位互換			
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
共同研究	<input type="radio"/>		
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収		→人数(年): 人(人/学期) [学部生/大学院生]	

3. 締結目的および期待される成果	
ムハンマド・ビン・ザーイド人文大学(Mohamed Bin Zayed University for Humanities, MBZUH)はイスラム学部、人文教養学部及び高等教育科学研究部(大学院)の3学部を設け、イスラム学、言語学、哲学アラブ文学を中心として教養(arts)を教育の柱としている。各分野にまたがる大学院レベルの教育については、高等教育科学研究部が統括している。人文科学のコンテキストで宗教学を中心に学生を育てる試みのほか、近年では社会科学部(the College of Social Sciences)を設立する計画も始動している。その様な教育内容に照らし、MBZUHは大学院総合文化研究科・教養学部グローバル地域研究機構中東地域研究センター(UTCMES)のカウンターパートに相応しい位置づけを有している。また、MBZUHはアラビア語教育の普及と国際的な協力にも力を入れており、UTCMESが力を入れるアラビア語教育の充実を図る意味でも将来的に協力し得るパートナーである。	
4. これまでの経緯(これまでの準備状況、交流実績等)	
2023年3月、東京大学大学院総合文化研究科・教養学部グローバル地域研究機構中東地域研究センター(UTCMES)の高橋英海教授・同センター長を団長とする訪問団がMBZUHを訪問し、宗教学や哲学、アラビア語学、および図書館収蔵資料の情報共有について意見交換を行った。その際、相互の学術・人物交流の強化を目指してMOUを結ぶことが提案され、MBZUHは総合文化研究科・教養学部におけるUTCMESのカウンターパートに相応しい位置づけを有していることから、高橋センター長の指示のもと、UTCMESメンバーの森元誠二客員教授を窓口、鈴木啓之特任准教授と木村風雅特任助教を受入担当として先方とのMOU締結に向けて詰め協議を行っている。	
5. 締結までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等)	
2024年5月16日の教授会での部局承認に向けて準備を進めている。 先方は署名準備が整い次第、2024年前半にも学長をヘッドとする訪問団を日本に派遣し、駒場で署名式を行う用意があるとしている。また、6月にはMBZUH学生訪問団の訪日が計画されている。	
6. 実施責任体制	
責 任 者 真船文隆(総合文化研究科長・教授) (担当部局長): 幹事教職員: 高橋英海(総合文化研究科教授・中東地域研究センター長) (実務担当: 鈴木啓之特任准教授、木村風雅特任助教)	
7. 相手側の対応組織	
責 任 者 H.E. Dr. Khalifa Mubarak Al Dhaeri(学長) (担当部局長): 幹事教職員: Assoc. Prof. Sterling Jensen(Collge of Arts and Humanities 教授)	
8. 資金計画	
スルタン・カブース・グローバル中東研究寄付講座の資金を利用する。	
9. 同一校(機関)との交流の有無	
<input type="checkbox"/> 有 協定の種類: ▼リストから選択 担当部局: ▼部局名選択 締結年月: 年 月 (最終更新年: 年)	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
10. その他特記事項	
本件担当部局事務	
部 局 名 :	総合文化研究科
部 署 名 :	国際研究協力室
担 当 者 名 :	織田佐由子
Email :	irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp



**Memorandum of Understanding and
Cooperation
Between
Mohamed bin Zayed University for
Humanities
– United Arab Emirates**

And

**Graduate School of Arts and Sciences,
College of Arts and Sciences,
The University of Tokyo
- Japan**

مذكرة تفاهم وتعاون

بين

جامعة محمد بن زايد للعلوم الإنسانية

– الإمارات العربية المتحدة

و

كلية الدراسات العليا للآداب والعلوم وكلية الآداب

والعلوم في جامعة طوكيو

– اليابان

On the day [.....], the understanding was reached between:

Mohamed bin Zayed University for Humanities, located in the United Arab Emirates, P.O. Box: 106621, and represented in the signature of this memorandum by H.E. Dr. Khalifa Mubarak Al Dhaheri - University Director, hereinafter referred to as the "First Party" and the

Graduate School of Arts and Sciences/College of Arts and Sciences, The University of Tokyo, 3-8-1 Komaba, Meguro-ku, Tokyo, 153-8902, Japan, and represented in the signature of this memorandum by Prof. Dr. Fumitaka Mafune – Dean of the Graduate School of Arts and Sciences and College of Arts and Sciences, hereinafter referred to as the "Second Party".

They will be referred to individually as "Party" and collectively as "Parties".

إنه في يوم / / 2024، جرى التفاهم بين:

جامعة محمد بن زايد للعلوم الإنسانية، وعنوانها: دولة الإمارات العربية المتحدة، ص.ب: 106621، يمثلها في التوقيع على هذه المذكرة سعادة الدكتور خليفة مبارك الظاهري – مدير الجامعة، ويشار إليها فيما بعد بالطرف الأول.

كلية الدراسات العليا للآداب والعلوم و كلية الآداب والعلوم في جامعة طوكيو – اليابان ، ص.ب: 3-8-1 Komaba, Meguro-ku, Tokyo, 153-8902، يمثلها في التوقيع على هذه المذكرة سعادة الأستاذ الدكتور فوميتاكا مافون – (عميد كلية الدراسات العليا للآداب والعلوم و كلية الآداب والعلوم) ، ويشار إليها فيما بعد بالطرف الثاني.

يشار إليهما فيما بعد منفردين بـ "الطرف"، ومجتمعين بـ "الطرفين/ الطرفان".

تمهيد:

- لَمَّا كَانَ الطرفُ الأولُ مؤسسةً تعليميةً حكوميةً مستقلة، أنشئت في إمارة أبو ظبي بموجب القانون رقم (20) لسنة 2020، تهدف إلى دعم مسيرة التنمية والتطوير والبحث العلمي في دولة الإمارات العربية المتحدة، وتطمح إلى أن تكون مركزاً أكاديمياً مرموقاً على مستوى العالم في مجال العلوم الإنسانية والاجتماعية والفلسفية، وتقديم الإسلام والثقافة العربية بطريقة حضارية، تقوم على نشر فضائل التسامح والمحبة واحترام حقوق الإنسان وإعلاء قيم الاعتدال والوسطية والانفتاح على ثقافات العالم المختلفة وشعوبه.

- في حين يعين الطرف الثاني مركز جامعة طوكيو لدراسات الشرق الأوسط (UTCMES) ممثلاً له، كون المركز مؤهلاً ومجهزاً جيداً ليكون شريكاً للطرف الأول في تنفيذ التعاون المنصوص عليه في هذه المذكرة. وحيث يرغب الطرفان في بناء أواصر التعاون والتنسيق بينهما، ويهدف وضع إطار عام لهذا التعاون والتنسيق يحدد مجالاته وينظم آلياته، فقد اتفق الطرفان على إبرام هذه مذكرة تفاهم.

المادة الأولى (مقدمة المذكرة):

يُعدُّ التمهيد السابق وأيُّ ملحق يتفق الطرفان على إرفاقه بها جزءاً لا يتجزأ منها ويُقرأ معها.

Introduction:

-As the First Party is an independent government educational institution established in the Emirate of Abu Dhabi by Law No. 20 of 2020, aiming to support the development, progress, and scientific research in the United Arab Emirates, and aspiring to become a prestigious academic center worldwide in the fields of humanities, social sciences, and philosophy, as well as presenting Islam and Arab culture in a civilized manner based on promoting virtues of tolerance, love, respect for human rights, and upholding the values of moderation, centrism, and openness to different cultures and peoples worldwide.

-While the Second Party designates the University of Tokyo Centre for Middle Eastern Studies (UTCMES) as its representative, the Center being qualified and well-equipped to be a partner of the First Party to implement the cooperation stipulated in this Memorandum. Considering the mutual desire of both parties to build bonds of cooperation and coordination, and with the aim of establishing a general framework for this collaboration and coordination, outlining its areas and regulating its mechanisms, the parties have agreed to conclude a Memorandum of Understanding and Cooperation as follows:

Article 1: Introduction to the Memorandum:

The preceding preamble and any annex agreed upon by the Parties shall be an integral part of this Memorandum and shall be read in conjunction with it.

Article 2: Purpose of the Memorandum:

This Memorandum aims to establish a general framework within which the Parties can develop and undertake collaborative activities to realize the fruitful cooperation between the Parties in areas of common interest, enabling both Parties to fulfill their responsibilities within the framework of this Memorandum. The Memorandum is based on the agreed-upon areas of cooperation outlined below.

Article 3: Areas of Joint Cooperation:

The Parties, within their available capacities and in accordance with their respective laws and legislation applicable to each party without being subject to the laws of the other party's country, shall collaborate in the following areas:

- Exchange of faculty, researchers, and students.
- Exchange of expertise and experiences in areas of mutual interest.
- Conducting studies, research, and articles in shared fields of interest and publishing them in respective journals and publications.
- Organizing seminars, scientific and cultural events, conferences, and discussions on topics of mutual interest, particularly in the fields of Islamic history, Arabic language, Arab studies, arts, and culture.
- Exchange of publications, books, journals, publications, and research, whether in Arabic or any other available language.
- Exchange of reciprocal visits, organizing cultural and scientific activities, and creating initiatives to enhance awareness related to them.
- Any other areas of cooperation agreed upon by the Parties.

المادة الثانية (الهدف من المذكرة):

تهدف هذه المذكرة إلى إنشاء إطار عام يمكن للطرفين من خلاله تطوير وتنفيذ أنشطة تعاونية لتحقيق التعاون المثمر بين الطرفين في المجالات ذات الاهتمام المشترك، مما يمكن كلا الطرفين من الوفاء بمسؤولياتهما في إطار هذه المذكرة. بشأن مجالات التعاون المتفق عليها والمبينة أدناه.

المادة الثالثة (مجالات التعاون المشتركة):

يتعاون الطرفان، في حدود قدراتهما المتاحة ووفقاً لقوانينهما وتشريعاتهما المطبقة على كل طرف دون الخضوع لقوانين دولة الطرف الآخر، في المجالات التالية:

- تبادل أعضاء الهيئة التدريسية والباحثين والطلبة.
- تبادل الخبرات والتجارب في المجالات ذات الاهتمام المشترك.
- إنجاز الدراسات والبحوث والمقالات في المجالات المشتركة، ونشرها في المجلات والإصدارات التابعة لكل منهما.
- تنظيم الندوات والفعاليات العلمية والثقافية، وعقد المؤتمرات والمناقشات حول المواضيع ذات الاهتمام المشترك.
- تبادل الإصدارات والكتب والدوريات والمنشورات والبحوث، سواءً باللغة العربية أو بأية لغة أخرى متوفرة.
- تبادل الزيارات التعارفية، وإقامة الأنشطة الثقافية والعلمية، وخلق مبادرات لتعزيز الوعي المتعلق بها.
- أية مجالات تعاون أخرى يتفق عليها الطرفان كتابياً.

Article 4: Coordination:

Each Party shall appoint one or more coordinators responsible for coordinating, communicating, and monitoring the implementation of joint projects to effectively activate this Memorandum between the Parties.

Article 5: Public Announcements

The Parties acknowledge the merits of positive publicity but they recognize that neither party shall make any media announcement or public statement related to this Memorandum which has not been agreed in advance by the other party. Neither Party shall use the name of the other Party for any purpose, whether in press statements or in any advertisements or other forms of promotion, without the prior written consent of the other Party.

Article 6: Intellectual Property Rights:

- Each Party retains the intellectual and literary property rights associated with works and materials that it owned before the signing of this Memorandum.
- The use of all intellectual property rights, such as the name and logo, belonging to either Party, is subject to the written consent of the Party that owns them. The Parties may regulate this use by signing a separate agreement for this purpose.
- In the event that intellectual property arises as a result of activities related to this Memorandum or has a direct connection to it, the Parties shall negotiate fair and reasonable terms for the use, ownership, licensing, and acknowledgment of such intellectual property. These terms shall be proportionate to the specific contribution of each Party, unless otherwise agreed upon in writing between the Parties.

المادة الرابعة (التنسيق):

يُسَيَّرُ كُلُّ طرفٍ منسَّقًا أو أكثر تُناطُ به مَهْمَةُ التنسيق والاتصال ومتابعة تنفيذ المشاريع المشتركة؛ لضمان تفعيل هذه المذكرة بين الطرفين على نحو مُرضٍ.

المادة الخامسة (الإعلانات العامة):

يقر الطرفان بمزايا الدعاية الإيجابية ولكنهما يدركان أنه لا يجوز لأي من الطرفين إصدار أي إعلان إعلامي أو بيان عام يتعلق بهذه المذكرة لم يتم الاتفاق عليه مسبقًا من قبل الطرف الآخر. ولا يجوز لأي طرف استخدام اسم الطرف الآخر لأي غرض، سواءً في ما يتعلق بالتصريحات الصحفية أو بأية إعلانات أو غيرها من أشكال الدعاية من غير موافقة كتابية من الطرف الآخر.

المادة السادسة (حقوق الملكية الفكرية):

- يحتفظ كل طرف بحقوق الملكية الفكرية والأدبية المتعلقة بالأعمال والمواد التي كان يمتلكها قبل التوقيع على هذه المذكرة.
- يكون استعمال حقوق الملكية الفكرية كُلِّها، من مثل: الاسم والشعار، الخاصة بأي من الطرفين خاضعاً لموافقة الطرف الذي يملكها خطياً، ويجوز للطرفين أن يُنظما هذا الاستخدام بتوقيع اتفاق منفصل بينهما لهذا الغرض.
- في حال كانت الملكية الفكرية قد نشأت نتيجة الأنشطة المتصلة بهذه المذكرة أو كانت ذات علاقة مباشرة بها، يتفق الطرفان حين ذلك على التفاوض حول شروط عادلة ومعقولة لاستخدام متطلبات تلك الملكية الفكرية وتملكها وترخيصها وإقرارها، بحيث تكون متناسبة مع المساهمة المحددة لكل طرف، ما لم يُتَّفَق بين الطرفين كتابياً على خلاف ذلك.

Article 7: Confidentiality of Information and Documents:

During the validity period of this Memorandum and after its termination, both Parties undertake to maintain the confidentiality of data, information, documents, and records exchanged between them. Neither Party shall use such data, information, documents, and records provided by the other Party for purposes other than those specified in this Memorandum without obtaining prior written consent from the other Party.

Disclosure of data, information, documents, and records shall not be considered a breach of the duty to maintain confidentiality if it is executed pursuant to a judicial order, government order, legal obligation, or if such data, information, documents, and records have become known and publicly available in a legitimate manner. However, the other Party shall be notified of such disclosure.

Article 8: Correspondence:

Notices and notifications related to this Memorandum shall be exchanged either by hand delivery against a receipt, official or registered mail, or by a method that ensures the confidentiality of the information to the specified address of each Party, or through the mutually exchanged email for this purpose.

Article 9: Financial Provisions:

The implementation of this Memorandum does not entail any financial obligations on either Party towards the other. In the event that agreements arising from its implementation result in financial obligations, the Parties shall agree on the manner of bearing these

المادة السابعة (سرية المعلومات والمستندات):

يلتزم الطرفان خلال مدة سرية هذه المذكرة وبعد إنهاؤها المحافظة على سرية البيانات والمعلومات والوثائق والمستندات المتبادلة بينهما، ولا يجوز لأي منهما استخدام تلك البيانات والمعلومات والوثائق والمستندات التي يُزودُ بها الطرف الآخر إلا لغايات المذكرة وأغراضها، وبغير ذلك يجب الرجوع إلى الطرف الآخر وأخذ موافقته الخطية المسبقة على هذا الاستخدام.

ولا يعدُّ الإفصاح عن البيانات والمعلومات والوثائق والمستندات إخلالاً بواجب المحافظة على السرية، إن تم ذلك تنفيذاً لحكم قضائي، أو أمر حكومي، أو التزام قانوني، أو لأنَّ هذه البيانات والمعلومات والوثائق والمستندات قد أصبحت معروفة ومتاحة في النطاق العام على نحو مشروع، على أن يتم إعلام الطرف الآخر بهذا الإفصاح.

المادة الثامنة (تبادل المراسلات):

يتم تبادل الإشعارات والإخطارات المتعلقة بهذه المذكرة إما عن طريق التسليم باليد مقابل إيصال أو بريد رسمي أو مسجل، أو بطريقة تضمن سرية المعلومات على العنوان المحدد لكل طرف، أو من خلال البريد الإلكتروني المتبادل لهذا الغرض.

المادة التاسعة (الأحكام المالية):

لا يترتب على تطبيق هذه المذكرة أية التزامات مالية لأي طرف تجاه الآخر، وفي حال انبثق عن تنفيذها اتفاقات تُرتبُ التزامات مالية فيجري الاتفاق بين الطرفين على كيفية تحمُّل

obligations, in accordance with the regulations and policies adopted by each Party.

Article 10: General Provisions:

-This Memorandum does not create any partnership, agency, or subsidiary relationship between the Parties.
-Neither Party shall assign this Memorandum to any third party or entity without the prior written consent of the other Party.

-Each Party retains its legal, regulatory, and financial independence.

-Each Party shall maintain appropriate records related to matters concerning this Memorandum.

-This Memorandum shall not preclude either Party from entering into similar memoranda or agreements with other entities or signing them.

Article 11: Amendment:

The provisions of this Memorandum may be amended by written agreement between the Parties.

Article 12: Dispute Settlement:

Any disputes arising between the Parties as a result of the implementation of this Memorandum shall be resolved amicably, based on cooperation and goodwill.

هذه الالتزامات، وفق اللوائح والأنظمة المعتمدة لدى كل منهما.

المادة العاشرة (أحكام عامة):

-لا تنشئ هذه المذكرة أية علاقة شراكة أو وكالة أو تبعية فيما بين الطرفين.
-لا يحق لأي طرف من طرفي هذه المذكرة التنازل عنها لأي طرف ثالث أو أي جهة أخرى دون موافقة خطية مسبقة من الطرف الآخر.

-يحتفظ كلٌّ من الطرفين باستقلاليتته من الناحية القانونية والتنظيمية والمالية.

-يحتفظ كلُّ طرف بسجلات مناسبة تتعلق بالمسائل جميعها ذات الصلة بهذه المذكرة.

-لا تحول هذه المذكرة بين أيِّ طرف وتوقيع مذكرات أو اتفاقيات مماثلة مع جهات أخرى.

المادة الحادي عشرة (التعديل):

يجوز تعديل بنود هذه المذكرة بموافقة كتابية من الطرفين.

المادة الثانية عشرة (تسوية الخلافات):

تُسَوَّى أيَّةُ خلافات تنشأ بين الطرفين نتيجة تنفيذ هذه المذكرة بشكل وديّ قائم على التعاون ومنبثق من حسن النوايا.

Article 13: Duration of the Memorandum:

The provisions of this Memorandum shall be effective for a period of three years from the date of its signing. The term of the Memorandum may be extended upon the agreement of the Parties. Either Party may terminate or choose not to renew the Memorandum by providing written notice of at least sixty (60) days in advance. Both Parties shall take necessary measures to ensure that termination or non-renewal does not interrupt ongoing joint projects and their implementation. The termination or non-renewal shall not affect the commitment of the Parties to the confidentiality of shared data, information, documents, and records.

Article 14: Copies and Effectiveness:

This Memorandum has been prepared in both English and Arabic, with two original copies signed by both Parties. In the event of a discrepancy or conflict between the texts, the English version shall prevail. Each Party shall receive a copy of this Memorandum, and its provisions shall become effective from the date of the final signature affixed below.

المادة الثالثة عشرة (مدة المذكرة):

تسري أحكام هذه المذكرة ثلاث سنوات، تبدأ من تاريخ توقيعها، وتُجدد بناءً على موافقة الطرفين ويجوز لأي من الطرفين إنهاؤها، بموجب إخطار كتابي مسبق مدته (60) يوماً على الأقل. يتعين على كلا الطرفين اتخاذ التدابير اللازمة لضمان أن الإنهاء أو عدم التجديد لا يؤدي إلى انقطاع المشاريع المشتركة الجارية وتنفيذها. ولا يؤثر الإنهاء أو عدم التجديد على التزام الطرفين بسرية البيانات والمعلومات والوثائق والمستندات المتبادلة.

المادة الرابعة عشرة (النسخ، والسريان):

حُرِّرت هذه المذكرة باللغتين العربية والإنجليزية من نسختين أصليتين موقعتين من الطرفين، وفي حال اختلاف أو تعارض النصين يسود النص المحرر باللغة الإنجليزية. يستلم كل طرف نسخة للعمل بموجبها، وتسري أحكامها من تاريخ التوقيع عليها.

Second Party:

Graduate School of Arts and Sciences
College of Arts and Sciences
The University of Tokyo
Represented by

Prof. Dr. MAFUNE Fumitaka
Dean

Date: _____

الطرف الثاني:

كلية الدراسات العليا للأداب والعلوم و كلية الآداب والعلوم في
جامعة طوكيو
ويمثلها في التوقيع عميد الكلية
سعادة الأستاذ دكتور فوميتاكا مافون

الطرف الأول:

جامعة محمد بن زايد للعلوم الإنسانية
ويمثلها في التوقيع

مدير الجامعة - سعادة الدكتور خليفة مبارك
الظاهري

التاريخ: _____

First Party:

Mohamed bin Zayed University for
Humanities
Represented by
H.E. Dr. Khalifa Mubarak Al Dhaheri
University Director